

## 総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和7年7月25日(金) 第2委員会室
2. 出 席 委 員 五島誠委員長 松本みのり副委員長 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 福本敬夫財政課長 東健治管財課長 加藤文彦管財課契約係長
6. 傍 聴 者 2名(うち議員2名)
7. 会議に付した事件
  - 1 所管事務調査について
  - 2 その他

午前9時59分 開 議

○五島誠委員長 ただいまより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は6名であります。本日の会議におきまして傍聴、写真撮影、録音、録画を許可いたしております。

### 1 所管事務調査について

○五島誠委員長 本日は協議事項、所管事務調査についてということで、まずは公契約条例についてということで、現在の契約状況等について管財課をお招きして説明を受けていきます。こちらの件については、質問項目を3点にわたって事前にお示ししております。改めて提案者から質問をしまして、まずはその説明を受けるという形にしていきたいと思いますので、横路委員、よろしくお願いします。

○横路政之委員 1項目めは私が通告した項目です。コンサルの入札について聞いております。ここに書いてあるとおり地元優先は400万円まで、三次は1,000万円までという設定で、他市はこういう状況になっていると。現実には400万円以下の仕事は、ここに3本あるかないかと書いてありますけれども、ほとんどない。ないうに等しいような価格を設定されている。1,000万円ぐらいになると、それがぐっと上がってくるという実態です。1,000万円ぐらいになると、要するに地元以外が入札に入ってくる。例えば三次、営業所があるところが入ってくるとなると、やはり大手ですか、そこら辺が契約をしてしまうという状況があるみたいです。災害が起こった場合は、地元には3社しかありませんけれども、市から早急をお願いするのは地元業者。それでいけないときには、他市の業者に当たるような流れに今までなっているのかということで、地元業者の方も誠心誠意、庄原市に対していざというときには動いておられるという状況があります。また合併直後は、コンサルは6社あったと思います。今はもう3社になっています。減った理由は、個々の会社の理由があると思うのですが、この3社で今も懸命にやっておられると。入札も当然3社ないと参加できないと。2社では入札という形にならない。そういった状況を考えると、こういった業者の状況というのが限界まで来ているのではないかという思いがして、これは他市と近隣、三次ですけれども、同様1,000万円まで仕事は優先して地元へ落とすと。こういう仕組みに、もうしなくてはいけないのではないですかとい

うことで、今回質問項目に上げさせていただきました。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 それではまず、本市の測量コンサルタント等業務の発注基準等について説明をします。まず業者の区分として、現在、市内本社という扱いが3社おられます。それと本社以外に、市内営業所と区分している業者がおられます。これに関しては、本社については庄原市外で、庄原市内に営業所、事務所、支店等を置いておられる業者ということになります。この市内営業所を有している業者として取り扱っているのが7社ございます。そのほかにも営業所という形で配置しておられる、登録しておられる業者もおられますけれども、この配置状況が各社によって異なります。今回の質問項目の3点目にもあるのですけれども、事務所要件、どういったことで本市の営業所として認めているのかということに関しても、また後ほど説明しますが基準を設けております。そういった中で、市内本社、市内営業所、10社ということになりますけれども、請負対象額、いわゆる設計額が400万円未満のものについては、市内本社のみを対象とした入札としております。400万円を超えるものについては、市内本社も市内営業所も対象として指名競争入札、庄原市から指名を行っているという状況があります。そうした中で、400万円以上であっても市内本社に対して配慮している点もございます。コンサルにおいては測量であったり、地質調査であったり、建設コンサルタントとか業務区分がありますけれども、県の格付を有しているか有していないか。これについて、市内本社は1,000万円未満については、いろいろな測量設計という内容で測量が主たる業務であるということであれば、測量で県の格付を有していれば、そのほかの区分において県の格付を有していなくても市内本社は指名をしているという状況があります。市内営業所に関しては、測量、調査設計、土質といろいろある中で、全ての業務において県の格付を有して、また実績高についても予定価格以上といった要件で、1,000万円未満に関しては市内本社と営業所の区分けをしております。そういう意味では、市内本社に優先的に参加していただける状況は400万円未満の業務だけではなく、1,000万円未満の業務に関してもつくらせていただいております。また、400万円以上あるいは1,000万円以上であっても、市内本社については指名を行わないという区分けはしておりませんので、市内本社、市内営業所、同じ土俵に立っていただいて、いわゆる競争入札を実施している状況があります。ですので、市内本社、営業所、同じ土俵で入札をしていただいて、1,000万円以上あるいは400万円以上であっても、市内本社が落札される案件が実際に複数件ございます。市内本社、市内営業所、10社と先ほど言いましたけれども、そこで数が足りない。この数というのが、予定価格によって指名業者数を決めております。予定価格、設計金額、請負対象額が高額になればなるほど、指名業者数は増えていくという原理になりますけれども、その過程で市内本社、営業所で業者数が足りないということになりますと、北部地域に営業所、三次に営業所を置いておられる業者も指名対象として、そこでもまだ数が足りないということになると広島県内という形で、エリアを徐々に広げていきます。基本的には市内本社、市内営業所の方を対象に指名をさせていただいているという実態がございます。もう1点、災害が起きた場合に業者へ依頼する。これは、いわゆる査定を受けるための査定設計書作成業務ということで、急を要する査定ですので市内業者の方へお願いすることになってまいりますけれども、これについても市内本社へ優先的にお願いしております。もちろん災害の査定設計ですので、決められた単価で積算したものをもって請負対象額、それに対して契約を行っております。特に安価な価格で依頼をして、市内本社の業者へ対応していただいているという状況はございません。30年災のように非常に件数が多かった

場合については、市内本社の3社だけでは対応しかねるということで、市内営業所の業者へもこの緊急的な災害査定設計書作成業務についてお願いをした実績はございます。400万円未満の案件について、3本あるかないかということですが、過去3年間の状況を確認しております。400万円未満の対象案件が令和4年で6件、令和5年で2件、昨年度においては3件ございました。年間トータルしてみましても、価格帯での区分は関係なく、全体での件数が令和4年で31件、令和5年で31件、令和6年度で37件ございます。そういった中で、400万円未満のものは市内本社を対象とした形での指名競争入札としております。この金額が妥当なのかどうかというところは考え方あるかと思いますが、400万円以上であっても市内本社も指名を行っておりますので、市内営業所と同じ土俵で競い合っていていただくということで、400万円以上であっても市内本社が落札した案件というのは複数件ございます。あともう一つ、市内本社、営業所の考え方ですが、市内本社はもちろん本社を市内に置いておられるということがあります。市内営業所は、市内に営業所を構えて従業員を雇用しております。もちろん法人市民税、事業所があれば固定資産税、また庄原市の従業員を雇用されている場合には従業員の市県民税、こういったものも庄原市へ納税していただいていると。市内本社と同様に、市内営業所の業者におかれても市に対して納税等をされているという実態はございます。ただし、市内本社については災害の緊急対応等を担っていただいている、あるいは地元業者ということであると、業者数は減ってきておりますけれども、今後も引き続き営業を続けていっていただきたいという思いもございます。そういったことから、市内本社への特典といいますか、市内本社に対して優先的に発注している案件もありますので、そういった区分は、引き続き行っていきたいと考えております。

○五島誠委員長        ただいま説明を受けました。これについて質疑があれば許します。質疑はありますか。横路委員。

○横路政之委員        なるほど、はい分かりましたとは言えないのです。というのは、今の地元業者の人から何回も上げてくれと要望書が出ているでしょう。市長にもいつているかもしれません。何回もですよ。でも頑としてそれは聞かないと。いやいや、うちは400万円でいくのだと。先ほど言われたように、400万円以上でも競争しているというたてりで行われているのだと思うのですが、何回も出るということは、現場のコンサルの人は納得されていないのですよ。だから市と実際にやる業者とで、そこがあると思えないのですよ。今、ざーっと言われましたけれども、私は素人ですから分からない部分もあって聞き流すところもいっぱいありました。でも現実として、今までに何回も上げてくれと。せめて同じぐらいにしてくれと。そこら辺が問題なのではないですか。何も聞いてくれず、災害になったら早くしないといけないと。そういったフラストレーションといいますか、と私は感じるのですよ。他市といえば大きいところは三次しかないもので、同じ額に上げて、同じ土俵でしてもらえば済むことではないですか。それを今いろいろな理由をつけて、いやよそはよそだと。うちは400万円でも十分そういったことは機能しているのだと言われるのですけれども、どう思われますか。

○五島誠委員長        課長。

○東健治管財課長        先ほど令和4年、5年、6年の発注状況についても若干説明しましたがけれども、この400万円未満が市内本社のみという扱い、この400万円が妥当かどうかというのは内部でもいろいろ検討してきております。600万円がいいのか、800万円がいいのか、三次同様1,000万円がいいのかといったところで議論もしておりますけれども、仮に1,000万円未満を市内本社とした場合、昨年度、令和6年度の発注実績でいいますと1,000万円未満が22件ございます。37件中22件が1,000万円未

満。この 37 分の 22 を市内本社のみを対象とした入札にもし仮にした場合、今度は市内営業所からも、それは我々が生きていく術が失われるといった声が出てくるかと思います。契約のいろいろな基準という部分は微妙なバランスで成り立っている部分があり、多少浮き沈みはあるかと思いますが、どこかを持ち上げると必ずどこかが沈んでしまうと。そのバランスが非常に我々も苦慮しているところがありますけれども、この 400 万円については我々も見直しを現在検討しております。先ほど説明をしておりませんでしたけれども、市内営業所に対しては現在、受注の制限をかけております。それぞれの受注実績に基づいて、この金額以上になると指名をしません、指名撤回をするといった扱いもしております。市内営業所に関しては、幾らでも落札できるという状況にないということで制限をかけています。市内営業所からは、これに関して撤廃してほしいという要望が以前から出てきております。そういった市内本社からの要望・意向、市内営業所からの要望・意向を踏まえて、毎年度、年度中途もそうですけれども、入札制度の見直し等も検討しております。全体を見の中で、市内本社に対して、あるいは市内営業者に対してという部分については、対応を見直していきたいと考えております。基本として市内本社、市内営業所に受注していただきたいというのは、執行者も非常に思っているところです。そういった制限の中で市外の業者、三次に営業所がある、あるいは広島市内に営業所があるという業者へ、市内本社、市内営業所で対応できる業務をお願いするというのは、地域経済等のことも踏まえる中では避けていくべきだという考えで、発注業務を行っております。

○五島誠委員長          他にありますか。横路委員。

○横路政之委員          1,000 万円にしたら 40 何本あるうちの半分。そうしたら、営業所が文句を言い出すと。どうなっているのかと。文句が出てくるのでしょうか。それを考慮して、今までずっとバランスを見ながらこの額できた。それでも、逆に、三次のことはもう知っておられると思うのだけれども、三次は 1,000 万円までは地元業者です。5 社あるけれども、地元の人が全く入る余地がありませんという声も聞いている。だから、どうなのかというところがあるわけです。22 本全部受けてもらって、それがさばけないという危機感を持っておられるのか。それとも、恐らく営業所の皆さんが一斉に不服を言ってくる。そうなったときには、災害があったときに知りませんと言われる可能性もあるので、そこら辺のバランスかなと私は個人的に思っている。最後に、そうはいつでも少し考えてみると、検討はしていますと言われたので、ここから先はいくら言っても押し問答になると思うので言いませんけれども。

○五島誠委員長          課長。

○東健治管財課長          コンサルタント業務も、全てが全て市内本社が参加できる、あるいは市内営業所が参加できる、庄原市から指名するというものではなくて、内容によって資格要件、登録要件を必要とするものがあります。その資格要件、登録要件というのは、各事業者が努力をし、従業員の方が研修を受けられたり資格を取得されたりすることによって持っておられます。具体的な例でいうと、道路の交差点設計等を行う業務において、道路は国土交通省登録ということで、そういった登録を必要としているという判断から登録資格を持った業者を指名するとなると、市内本社 3 社全てということにはなりませんし、市内営業所も全ての営業所が対象になるという状況ではありません。また、トンネルあるいは河川のボックスカルバート等の設計を行う業務において、構造コンクリートという資格を必要とした場合、これも市内本社全てが対象になるわけではありませんし、営業所が対象になるわけではありません。そういったことで、先ほど 1,000 万円未満が 22 件と言いましたけれども、22 件全て

に市内本社、あるいは市内営業所が参加できる、指名するという状況ではありません。金額の区分でいいますと、先ほど言った状況ということで1,000万円未満を市内本社のみとすると、業者数が本当に足りてくるのかといったこともあります。そういった全体を見渡す、俯瞰する中で、取り扱い、制限の額というものは検討してきております。繰り返しになりますけれども、400万円未満という部分についても見直しに向けて検討していきたい、あるいは市内の営業所の手持ち枠という考えについても検討していきたいと考えております。

○五島誠委員長 追加答弁。係長。

○加藤文彦管財課契約係長 先ほどの説明の中で、大手がとっていかれるとあったのですが、庄原市においては、例えば一時期にたくさんの業務を発注する場合は、いわゆる一抜け方式という言い方をするのですが、大きな件を積算能力のある大手の会社がたくさんとっていくのを防ぐために、一つとったらもうその時点で次の入札に参加できないという制度をとることもございます。こうしたことによって、例えば5件あったら確実に5社に落札が分かれます。そういう入札も合わせながら、特定の会社に受注が偏らないよう配慮することもございます。それともう1点。今回、三次市のコンサル入札について、どういう状況であるかを確認してみたのですが、予定価格が1,000万円以下の案件であっても、補償コンサル、測量コンサルとか、土木設計のコンサルにおいて、市外の業者が参加されているケースもたくさんございます。これは恐らく先ほどの資格要件とかの関係で、市内の本社の方で足りないとか、いろんな条件があつて詳しくは分からないのですが、三次もそういった資格を見つつ、市外業者の参画をしながら入札をされている状況がございます。先ほど東課長から説明があったように、1,000万円以下の案件を全て対象にする案件でも1件1件状況を精査して、必要な資格を持っておられると。その中でも市内本社は先ほど言いましたとおり、市内の営業所よりは認定要件を少し緩和している部分がございますので、その枠の中で入札に参加いただく。加えて、庄原市は予定価格を全て事前公表しておりまして、最低制限価格の算定方式等についても端数処理はこうしますというところまで事細かに説明しております。積算能力のところで仮に最低制限でたどり着いてくじ引だったら、最後はもうくじ運ということになるのですが、そこまではたどり着いていただけるように最大限の配慮をしながら入札に取り組んでいるという基本は押さえておりますので、その点については御理解をお願いしたいと思います。

○五島誠委員長 関連もしますので、続いて2番目の質問をあげていただいた方に説明を求めます。谷口委員。

○谷口隆明委員 今のと関連して、最低制限価格は国交省等の基準に基づいてやっておられると思うのですが、建設関係、災害復旧等が大体9割前後、それから今のコンサルとか設計業務については79%とか8割とか、大体それ前後で最低制限価格になっているのです。これは基準どおりといえばそうなのですが、労働者とか下請業者の皆さんとかの実態をきちんと把握した上で、本当にこれでうまく回っているのかどうかというチェックをする必要があるのではないかと思います。その辺について基本なお考えを伺いたいと思います。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 まず最低制限価格の算定ですが、建設工事、あるいは測量コンサルタント業務等、全ての案件について基本的には最低制限価格を設定して発注を行っております。建設工事については、いわゆる公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律がございますけれども、その

中で示される基準として中央公契連モデルというモデルが示されております。これに基づいた最低制限価格ということで、庄原市は即時対応ということで改正された場合も対応してきております。コンサルタント業務については国土交通省が基準を定めております。これも見直し等が図られているところですが、庄原市においてはこれを活用する中で、国土交通省が見直しをした場合には適宜、庄原市における最低制限価格の算定についても改定等を行ってきております。今年度4月1日から、コンサルタント業務に関しては最低制限価格の算定について、これまでよりも少し高めの改定がなされておりますので、即時改定を行ってきたという状況がございます。この最低制限価格については、国においても社会情勢等を考慮する中で改定等をされております。庄原市については、それに準じた形で即時対応してきておりますので、市としては適正な最低制限価格設定をもって対応してきていると考えております。

○五島誠委員長 係長。

○加藤文彦管財課契約係長 先ほどの最低制限価格の算定なのですが、もう少し突っ込んで話をしますと、例えば土木関係の建設コンサルタント、橋の点検とか設計をするような場合、その内訳で直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費という4つの主項目があるのです。最低制限価格の算定においては、直接人件費、いわゆる労働費の部分、それと直接経費、資材などに係る材料費の部分、ここについては最低制限価格の算定の中で掛け率100%ということが国土交通省の基準で定まっています。つまり、最低制限価格の算定においてここはもう1%も削ってはならないという基準に基づいて、庄原市も適用しておりますので、仮に最低制限価格の応札になったとしても、言われるような労働者の労務単価に著しい影響を与える算定をしているものではないということを申し添えておきます。

○五島誠委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 基本的にはそういう考え方なのですが、例えば新潟県知事あたりが言っておられるのは、本来であれば予定価格は適正な価格で労働者も業者もやるのが当たり前なので、基本的に設計単価もうまく回るようにして100%でやるのが当たり前で、100%を切るのは本来おかしいのではないかと。だから100%を基準に一番近い人が落札するのが筋だと思う、安ければいいということにはならないと思う。公契約条例等もありますけれども、特に諸外国などを見たら日本のような最低制限価格制度をとっていない。きちんと請け負ったところの給与水準を保障しようということをやっていると。だから確かにその基準では100%とっていて、一般の諸経費とかいろんなことで計算してはいますが、結局はどんどん労働者とか下請にしわ寄せがいつているのではないかと。だから、本来100%に近いものがやるのが筋ではないかと。最低制限価格もいいけれども、そういう方向に国全体の考えが変わっていくべきではないかということで、独自の条例をつくって、議会も含めて最低制限価格についていろいろ見直しを行っておられるのです。確かに国はそうして毎年見直し、今年も見直しをされたかも分かりませんが、本当に実態がどうなっているのか、一度そういう業者の調査をすることを決めた自治体もあります。庄原市の場合は多分最低制限価格を決めただけで、そうした実際の調査とかはやっておられないと思うのですが、本来そういう調査も含めてやっていくべきではないかと。見直す時期に来ているのではないかとと思うのですが、その点についてもう一度伺いたいと思います。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 発注方法、入札制度に関しての御意見ということでいいますと、庄原市独自の入札制度を構築していくという部分については、どういった方法がいいかを検討すること自体、非常に困難な部分もあろうかと思います。いわゆる競争原理でこれまで発注してきた部分がございます。内容によっては、価格競争がそぐわないということから特命随意契約もあり、あるいは総合評価落札方式もあり、あるいはプロポーザル方式による業者決定の手法もありという、多様な業者決定の手法をとってまいりましたけれども、基本的には、庄原市においては競争入札によって業者決定を行っているという実態でございます。価格設定、いわゆる予定価格、あるいはそれに基づく最低制限価格について、予定価格は設計積算をした額をもって 100%の額で予定価格ということで、ずっと以前には、いわゆる歩切りという何%か削って発注するといったこともありましたけれども、そういった対応は現在全く行っておりません。積算単価についても改定がなされておりますけれども、最新の単価を活用し積算を行っております。これについては部材、人件費とも、最新の単価ということで設計を行って、それが予定価格となっているという状況がありますので、その中において、価格競争によって一番安価な額を示された業者をもって決定としているのが基本になってきております。そういった入札制度自体を見直すということは現在のところ考えておりません。その実態がどうなのかという部分においては、公契約条例の中でも示されておりますけれども、業者からの聞き取りといったこともしております。業者の声という部分は建設業、あるいはコンサルタント業務においても、業者の方からの声をお聞きしております。そういった中で、今の単価でなりわいが成り立たないといった声は、直接的には伺っていない実態がございます。会社経営ですので、より高い額で請け負うということは、業者にとってみればそのほうがありがたいということは誰しもが分かることではありますけれども、現在の庄原市の発注状況、また落札される状況において、業者から今の状況でなりわいが成り立たないといった声は伺っていないという実態がございます。

○五島誠委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 元請の業者、それから下請は働いている例えば一人親方とか、労働者とか、そういう方の声は聞いておられるのでしょうか。コンサルの場合それはあんまりないかと思うのですが、大体予定価格の8割、79%とか80%で落札しています。以前は最低制限価格がなかったのも、ものすごいダンピングで大変だということで最低制限価格を設けられたと思うのですが、それでも70%台での入札はどこかにしわ寄せがいくのではないかという思いがするのです。そうした実態はつかんでおられるのかどうか、もう一度伺いたい。

○五島誠委員長 答弁。課長。

○東健治管財課長 まず最低制限価格の算定において、設計額に対して最低制限価格をどの程度で定めるのかということで申しますと、建設工事においては、土木関係でいいますと75%から92%の範囲内でということを決めております。実質的には80%前後の最低制限価格になろうかと思っております。実際の落札率、平均的な数字ですけれども、令和6年度で申しますと建設工事の平均落札率が97.2%。これは土木、建築、舗装、管、電気といった全ての建設工事の平均落札率が令和6年度で97.2%、令和5年度で96.3%、令和4年度で96.8%ということで、先ほどおっしゃられた8割とか7割といった、非常に低い状況にはないというのが庄原市の実態となっております。

○五島誠委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 平均ではなくて、例えば今年の6月19日の用地測量業務設計で79.37%とか、特に今、

コンサルの関係は大体80.34%とか、結構大きな1,000万円とか2,000万の工事でそうなっています。確かに平均すれば建設工事も90%かもしれませんが、仕事によって100%近い入札があつて、それから最低制限価格でくじ引をするようなのがあつて、非常にアンバランスになっています。いろんな競争関係とか、いろんな業者の関係とか、仕事の関係でそうなるのだと思うのですが、そういう最低制限価格で受けた場合、本当にしわ寄せがいついていないのかどうか。公契約条例はそこをきちんと調査するということになっているので、そういう観点で、庄原市でそれが本当にうまく機能しているのかをチェックする必要があるのではないかという思いなのですから、もう一度お願いします。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 落札率の関係ですけれども、案件によって落札率が90%台であつたり、あるいは80%台であつたり、これに関しては入札に参加された業者のお考えということになろうかと思います。その内容、今、会社においてどういう状況にあるのか、技術者がすぐ配置できる状況にあるのか、手持ちの状況がどうなのか。この工事に関しては多少率が低くなっても実施していくのだというお考えのもと応札されていると市では受け止めているところです。これは業者間の考えということになってまいります。合併直後等においては非常に低い率、50%を下回るような落札率の案件が連発したということで、こういった実態において何にしわ寄せが行くのかというと、人件費であつたり、資材の粗悪品を活用するといったものであつたり、いわゆる工事の品質、そこに従事される方の人件費へのしわ寄せが懸念されると。そういうことから最低制限価格、この最低制限価格は先ほど係長も言いましたけれども、直接人件費、あるいは直接経費、また諸経費等については、積算の100%をもって試算すると。これで品質、あるいはそこへ従事される方の人件費等もしっかりとみていただくことを担保した形で発注をしていると市では理解しております。工事業務においてその受注業者が全て対応されるもの、また特に建設工事等について、建築工事はなおさら下請という部分もありますけれども、下請に関してもダンピング受注等につながらない形で、適正な価格で下請を活用していただく。また下請において、元請業者への内容を踏まえた市への報告等も受けておりますので、そういった側面では適正な形で下請等もされていると理解しております。

○五島誠委員長 他にありますか。

○谷口隆明委員 もともと1960年代に3分の2でスタートして、100分の85とか、見直しのたびに最低制限価格が…。その段階その段階の計算方式を全部見たのですけれども、そうやってずっと見直していかなければいけないということは、最低制限価格ではいろんなところにしわ寄せがあるのではないかと。先ほどの土木の場合は75%から92%で、実質は80%と言われましたけれども、これは確かに見直すたびに上がってきているのです。でも、なぜ毎回毎回見直して上がっていくかといえ、やはりどこかにしわ寄せがあるから、別にしわ寄せが何もなければなら見直す必要はないと思うのです。だからそういった観点で、国が示している基準だからもういいのだというのではなくて、もっときめ細やかに見てほしいなという思いで質問しました。これ以上言いませんけれども、よろしくお願いします。

○五島誠委員長 時間も経過してまいりましたので、次に質問項目の3番のところで、質問者は副委員長、お願いします。

○松本みのり副委員長 質問項目3番目を書かせていただきました。他の市町では入札参加のためにサテライトオフィスに席だけを置いて、実際には事務所としての利用実態がない企業もあるとお聞きし

ています。庄原市ではそのような事例を確認されたことがあるのかお伺いしたいと思って質問しました。この件は実際にサテライトオフィスに入居されている方に、他市町ですけれどもお伺いをしました。何社かが入るようなサテライトオフィスになっていて、実際にお話を伺った方は毎日そこにいらっしやって活動されているのですけれども、他社が何社か入っているはずなのにほとんど見ることはない、出入りもない状態で、入札のために席だけ置かれているのではないだろうかというお話を伺ったことがあります。庄原市でもサテライトオフィスの優遇策とかをとっていますけれども、実際のところはどうか、お伺いしたいと思います。

○五島誠委員長        課長。

○東健治管財課長        まず本社あるいは営業所の設置でいいですよと、建設工事においては、会社を構えて従業員がおられて資機材があつてということで一目瞭然ということが確認できるかと思います。しかし、コンサルはどこかの事務所、あるいはどこかの御自宅に看板を掲げて電話だけを引いて、庄原営業所です、庄原支店ですといった形態をとられていた事業者が、以前はかなり多く見受けられました。そういったことから、実際に市内に営業所を構えて従業員、事務の方、あるいは技術者を配置して営業されている業者と同じ扱いにするのはどうかという部分があり、現在、庄原市においては事務所要件を設けております。例えば、事務所の規模として、電話あるいは机などの什器備品が置かれているかどうか。常に従業員の方がおられて、自動転送でよそへ転送するようなことがない、即時対応していただける事務員の方がおられる、あるいは技術者の方が複数名おられるといった事務所要件を定めて、それをクリアした業者を市内営業所という扱いにしております。この市内営業所に関しては毎年度、事務所の状況を職員が事務所にお伺いして確認をしております。そういったことから、今おっしゃられた電話だけを引いて実態がないような営業所を市内営業所の業者という扱いにはしていません。

○五島誠委員長        質疑があれば許します。ありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長        毎年、職員の方が伺ってチェックもしているということなのですが、一議員、一市民として外からサテライトオフィスを見たときに、ここは本当に実態があるのだろうか。常駐の職員が本当にいらっしゃるのか、地元の雇用があるのだろうか。別荘的に使われているのではないのだろうかという疑問を持つようなサテライトオフィスも見受けられたのです。そういったところ、どこまでのチェックができるかなど。例えば、従業員に年間幾らのお給料を支払っていますとか、そういうのが見れたらいいのですけれども、年に一遍事務所を訪ねて、電話設置されていますね、事務所の職員さんいらっしゃいますねだと、ほかの時期がどうなっているかというところはなかなか見えにくいのかなと思うのです。そういった点でのチェックはどのようにされているのでしょうか。

○五島誠委員長        答弁。課長。

○東健治管財課長        もちろん市内本社、市内営業所の業者へは市から連絡することもありますので、そういったときに即時、自動転送にならずに直接電話対応をしていただけるのかどうか、あるいは事務所要件として、今、机と電話だけでは仕事ができない時代ですので、パソコンがあつたりとか、複写機があつたりとか、事務所の状況を確認すると。この事務所の確認というのも、事前にいつ伺いますという連絡をすると、そのときだけいけばいいということになりますので、いわゆる抜き打ちで、事前連絡なく会社を訪問して確認等もしております。そういった意味では、実態のある会社を市内本社、市内営業所として確認をしているという状況でございます。

○五島誠委員長       この程度にとどめさせていただいて、今日は大きく3点について質問し、説明を受けました。もう少し時間がございますので、そのことも含めて質疑があれば許したいと思いますがどうでしょうか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員       2番目の質問のときに、係長から、最低制限価格を100%で見ている項目があるということだったと思うのですけれども、例えば入札をされるときに、直接人件費とか直接経費とかいうことで金額が出てくる見積り書になっているのだと思うのです。全体としては制限価格を上回っているけれども、例えばその項目で見たときに割り込んでいるというものについては、当然、全体価格としてはオーケーだけれども、項目ごとに見たときに下回っている場合、そこはもう受注させないという考え方でよろしいですか。

○五島誠委員長       係長。

○加藤文彦管財課契約係長       コンサル入札においては、基本的に出てくる入札額で判定をしております。正直申し上げて、この公式も全部公表しておりますので、基本的にはそれに同意していただいた上で入札をいただいております。その中で、例えば各社が人件費に0.9を掛けて、他の一般管理費の掛け率を上げて、トータルでは最低制限価格を上回っているというケースについては入札を認めています。オーケーしている状況ですので、その内訳の細部までこちらで確認して判定するということはしておりません。

○五島誠委員長       よろしいですか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員       そうすると先ほど、例えば直接人件費については100%にしているので、働く人に対する経費については安上がりになっているという実態はないという説明をされたと理解をしているのですけれども、最終的には、そこまで考慮してのコンサル業務の契約にはなっていないということと理解をさせていただいていいのですか。

○五島誠委員長       答弁。課長。

○東健治管財課長       これは、最終的には契約額と実際の従業員への人件費、給与の部分になってこようかと思います。幾ら応札で人件費100%込みで積算をして最低制限価格で落札されても、その請負額で契約をされても、実際にそれに従事した従業員の方にどの程度人件費、給料が支払われているのかというところ、そこまで指導して確認している状況はございません。落札後においては受注業者の対応になってまいります。実態と落札額、契約額の検証は、聞き取り等で会社の方からお話はお伺いしますけれども、実態については、なかなか発注者では把握できないという状況がございます。

○五島誠委員長       他にありますか。桜田委員。

○桜田亮太委員       先ほど答弁ありましたように、ヒアリングで下請からそういった報告を受けておられると聞いたのですが、例えば昨今、その下請という言葉自体がよくないのかもしれないのですけれども、下請いじめ的なことが問題になっています。実際にこの落札価格、最低でとってしわ寄せが弱いところに行ったりというのは結構社会問題にもなっています。とられた後、実際にその下請と適正な交渉をパートナーとしてできているかという把握までは難しいにしても、例えば契約の段階でそういった業者間での契約があれば契約書を出してもらったり、何かしらそういった、市が発注した仕事に対して下請さんが弱い立場で働いているという実態はやはり不本意だと思うので、そういったところも取り組みとしては考えていければいいと思うのですが。

○五島誠委員長       答弁。課長。

○東健治管財課長 建設工事等における下請に関しては、元請業者と下請業者の契約内容を、発注者の庄原市へも報告を求めていますので、そういった内容は工事検査等においても確認している状況がございます。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。そうしましたら、本日の説明はこの程度にさせていただきます。追加がありましたら、また後日でもお知らせをさせていただいて日程を設定させていただこうと思いますので、一旦、執行者の退席を求めたいと思います。お疲れさまでした。暫時休憩といたします。

〔執行者 退席〕

午前10時56分 休 憩

午前11時2分 再 開

○五島誠委員長 それでは休憩前に引き続いて会議を再開します。休憩後のこの時間は財政運営についてということで、財政課長をお招きしました。本日は事前にお伝えをしておりますとおり、財政計画から御説明いただきまして、その後に質疑に入らせていただくという流れにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。早速説明に入っていただければと思います。課長。

○福本敬夫財政課長 まず、令和6年度の庄原市財政計画について御説明します。データは…。

○五島誠委員長 暫時休憩といたします。

午前11時3分 休 憩

午前11時4分 再 開

○五島誠委員長 それでは休憩前に引き続いて会議を再開します。説明をお願いします。

○福本敬夫財政課長 この財政計画ですが、令和7年2月4日開催の議員全員協議会において説明を行っております。さらには市のホームページへも掲載をしておりますので、これはもう公表されている資料です。それでは1ページをまずは御覧ください。財政計画の基本的な考え方を示しております。文中にありますように、財政計画は新市建設計画、長期総合計画実施計画に基づきまして、各年度において毎年見直しを行っているものです。これまでの経過を記載しておりますけれども、下から3行目にございますように長期総合計画後期実施計画を反映しておりまして、将来の財政収支の見通しを示すということ。また、普通建設事業などに要します市債の計画的な発行、一般財源の確保に努めて健全な財政運営を図る指針と位置づけているものです。続いて2ページを御覧ください。財政計画の策定方法を示しております。全体的事項のうち基本的事項ですが、令和5年度の数値は決算の数値をはめております。令和6年度については、策定期間が年明けの2月ということもございまして決算の見込みをはめております。7年度以降は令和5年度の決算の数字であったり、6年度の決算見込みをベースにしまして、7年度に関しては予算編成作業も一通り終わっているというタイミングですので、そういった各項目の特殊事情等を考慮した推計としました。事業計画の投資的経費の考え方ですが、

各年度の投資的経費の充当可能額の一般財源額と市債の発行可能額を算出し、その範囲内で、令和7年度は後期実施計画の事業費を計上し、令和8年度以降は第2期長期総合計画の後期実施計画の計上事業費をもとに想定事業費を計上しております。実質公債費比率については、将来にわたって起債の制限がかからない17%以下となるように、起債発行額を計画的に計上しております。また市債充当額についても、事業計画に沿った市債発行額を計上しております。この部分で申しますと、議員の皆さん御承知のとおり、現在まさに長期総合計画の策定中ですので、いわゆるハード的な事業の計画である実施計画についても、まさに今、策定の真っ最中ですので、先ほど申しましたように、8年度以降については想定事業費ということで、推計の推計というようなものになります。実態とは正直乖離する部分もあるかもしれませんが、そういう形で推計をしているということで御理解いただければと思います。また持続可能な財政運営プランの取り組みでございます。令和3年度に策定しました第2期持続可能な財政運営プラン後期実施計画に沿った取組効果額を、各年度の歳入・歳出に反映しております。計画期間が令和4年から令和7年までとなっておりますので、7年までの計画期間についてはプランで整理している取り組みを継続するということを前提とし、歳入確保・歳出削減による取組効果額を計上しております。令和8年度以降については、令和7年度の取組効果額を堅持することとしておりますが、このプランの考え方については、令和8年度以降、経常的な一般財源の伸びがなかなか見込めない中で、物価の高騰、特に人件費を中心とした労務単価が非常に上がってきております。構造的に歳出が非常に増加基調にあると言えまして、市民サービスを提供するための経費が非常にかさんできており、財政収支の悪化が推計されています。こうした中で、最下段に書いておりますように、今年度、令和7年度にかけまして、令和8年度をスタートとした新たな財政運営プランを作成し、新たな歳入の確保、また経常経費も含めた歳出の見直しに着手をしまして、財政健全化に向けた取り組みを実施するということを明記しております。ただ、これも令和7年2月に策定しております。そこからまた情勢がかなり変わってきております。市長も新しく八谷市長になったということもあり、また長期総合計画の検討も進んでいる中で全体的に行政の在り方的なところ、あとは、これは組織の課題としなくても、例えば職員の人材の確保というところも、御承知のとおり非常に課題認識を持っております。そこら辺を現有の人員でどう回すかという視点も必要なのではないかというトップの思いもございますので、その辺も反映して、この財政運営プランをどう位置づけていくか整理をしていこうということも話としては出ております。7年度に策定予定と財政計画の中で示しましたが、やや、スケジュール的には先送りの可能性も否めないというのが現状です。ただ、将来的には必ずこういうプランが必要だという認識ではあります。続いて3ページを御覧ください。総括表です。財政計画については、令和7年度を起点としますと向こう5年間、令和12年度までの推計をお示ししております。まず歳入・歳出の総額ですが、一般会計と住宅資金特別会計、歯科診療所特別会計、休日診療センター特別会計を合わせました、いわゆる普通会計、決算カードで整理しておりますが、普通会計で計上しております。各年度の数値について、令和6年度の決算見込額は、これも2月策定というところもありますので、12月補正予算までの予算額を反映しております。また、令和5年度の繰越予算額の合計から、令和7年度への繰越予算見込額を控除した額を計上しております。令和7年の推計額ですが、令和7年度の当初予算額と令和6年度からの繰越見込額の合計としております。続いて区分ごとの数値について特徴的なところを御説明します。まず歳入です。市税ですが、個人市民税については、各年度の人口減少率、中長期の経済財政に関する試算のポイントで示されております実質GDP

成長率、決算数値を加味しております。固定資産税については3年ごとに評価替えがございますので、その辺りの影響を加味して積算しました。地方交付税ですが、普通交付税については基準財政需要額の個別算定経費を令和7年度で1.7%増と見込んでおります。令和8年度以降については基礎数値の減少、人口の減少等も含めて減少による影響マイナス0.2、令和5年度、6年度の伸び率平均0.4%等を加味しまして、全体では各年度約0.2%伸ばす推計としております。臨時費目については、引き続き地域デジタル社会推進費などが計上されておりますので、令和7年度以降は横ばいとしまして。市債については、従来は既発債の償還見込みを計上しており、計画分については後期実施計画数値を反映させておりまして、過疎ソフトの発行限度見込額、水道出資債についても水道企業団の計画としまして、今後の事業想定を踏まえ整理を行っております。続いて歳出です。令和7年度は人勤制度改正に伴う職員給、会計年度任用職員報酬等の増額を見込んでおります。令和8年度以降は人勤制度改正の影響額として、令和5年、6年の伸び率を反映し、職員給についてはプラス2%、会計年度任用職員についてはプラス3.4%を見込んでおり、そこに新陳代謝による減額を反映させて積算しました。また扶助費ですが、人口減少と社会保障費の増加を勘案しまして、計上分について0.6%の減として推計しております。ただ、扶助費については現行の制度が続くという前提です。国の制度設計によっては市費も一部伴いますので、そういう制度改正を行われれば増加要因となりうる可能性もあるというものです。公債費ですが、従来分について既発債の元利償還金を積み上げております。計画分については後期実施計画の数値を反映しました。投資的経費ですが、まず普通建設事業については後期実施計画の数値を計上しておりまして、令和8年度以降は先ほども説明しましたようにまだ全く未定ですので、市債については従来市の債の枠であります単年ベースで27億円、一般財源については4億2,000万円を積んで推計しました。また災害復旧事業ですが、令和8年度以降は現年災を令和7年度当初予算と同額の1億4,000万円と計上しております。当然、災害復旧についても、その年度、年度によって起こり得る可能性もあるわけですが、現在のところは現年災を積んでいっているということで御理解いただければと思います。こうした推計の結果ですが、歳入歳出予算の総額については年々、総額ベースでは減少していくと推計しておりまして、令和8年度と令和12年度の推計額を比較しますと率にして0.9%、額にして約2億6,000万円程度の減を見込んでおります。続いて4ページを御覧ください。基金の状況です。まず基金の繰り入れですが、財政調整基金については令和8年度以降、想定をされます歳入の範囲で歳出が賄えない見込みとなったことから、財源不足を補うために、各年度で幅はございますけれども4億3,000万円から5億8,000万円程度の繰り入れが必要となる見込みを立てております。減債基金です。令和6年度から令和8年度に繰り入れを予定しておりますが、これについては、令和5年度と6年度において普通交付税の追加加算がありまして、将来的に臨時財政対策債の償還分に充てるという目的をもって加算措置がなされております。それを一旦減債基金に積み立てるという作業を行っているというもので、今年度では臨時財政対策債の償還分に繰り入れて充当するというものです。地域振興基金ですが、令和7年度の予算も含めてですけれども、現在、備北地区消防組合で消防本部の移転、整備の真っ最中です。そこに必要な財源として、令和6年から令和7年にかけて総額で2億2,600万円程度の額を繰り入れる予定としております。続いて基金の積み立てですが、減債基金については先ほどの趣旨に基づいて令和6年度で9,000万円余り積み立てる予定としております。基金残高ですが、財政調整基金については先ほど説明しましたように、歳入歳出均衡予算とするため財源不足を充当するということを反映した結果、令和12年度では現在の推計で10

億 1,400 万円となる推計としております。この 10 億 1,400 万円という数字ですけれども、令和 5 年度の決算の標準財政規模の率で申しますと 5.7%という数字です。一般的には、標準財政規模の 10% から 20%が適正と言われておりますので、このまま推移しますとその率を割り込む推計となっております。もっと言えば、令和 12 年度ベースのものが後年度も仮に続くとすれば、令和 15 年度までに枯渇するということになりかねない状況です。続いて 5 ページを御覧ください。経常収支比率です。令和 6 年度以降 98%台で推移する見込みとしておりまして、依然として高い数値が続くという見込みとなっております。財政が非常に硬直化しており、自由に使える財源が少なくなっている状態が続く、非常に厳しい財政運営になってくるという見込みを立てております。実施計画事業費ですが、先ほども説明しましたように、令和 7 年度までは後期実施計画を反映しました。令和 8 年度以降については、市債について従来の起債枠である 27 億円を計上し、一般財源についても同様に、現在の一般財源枠である 4 億 2,000 万円を計上しました。事業費ベースでいいますと 41 億 2,000 万円を 8 年度以降はめているという状況です。長期総合計画の進行具合によっては、ここの数字を置き換えていくという作業も出てくるかと思います。続いて 6 ページを御覧ください。年度別の市債発行予定額です。災害復旧債については、令和 8 年度以降で 6,170 万円、実施計画水道事業債は令和 8 年度以降で 27 億円を計上しました。水道事業の出資債ですが、繰り出し基準に基づき、令和 7 年度以降計上している推計額は広島県水道広域連合企業団のいわゆる計画額、10 年計画を持っていますけれども、その計画額を計上しております。実質公債比率の将来推計ですが、各年度において、おおむね 10%台で推移すると推計しております。当面、先ほど申したような 27 億円の起債枠でいけば、そう大きく将来的に実質公債比率に跳ね返る影響は少ないものと考えておりますので、その辺りをベースに長期総合計画も検討していく必要があるかなと考えております。また市債残高の将来推計ですが、現在のところ年々減少していく推計としており、市債の管理については今後も年次計画的な管理を進めたいと考えているところです。説明しましたように、不確定要素が非常に多い。令和 7 年の 2 月段階で策定した財政計画ですので、8 年度以降の実施計画も決まっていない中で非常に不確定要素が多いものがある。さらには、先ほど言いましたように、今はもう労務単価が増えている、物価が高騰しているという背景がありまして、歳出の構造が非常に大きく変化してきているということが前提で、その辺りの経費が将来どこまでかさんでくるのか非常に推計が難しい状況です。言ってみれば、その傾向が始まったのが令和 4 年度辺りから、電気料が高騰し始めたということに端を発しまして、円安であったりとか様々な外部環境の変化で今こういう情勢になっておりますが、いかんせんそれまでの時代は 30 年近くデフレだったという状況で、歳出がどんどん膨れてくるという経験を誰もしていないという状況もあります。なかなかその辺の推計が難しいのですけれども、先ほど来説明しておりますように、5 年の決算ベース、6 年の見込みベース、さらには 7 年の予算編成の考え方をもとに、12 年までの推計をしているということで御理解いただきたいと思います。説明については以上です。

○五島誠委員長 事前に質問も幾つか頂いておりまして、先にそちらを取り上げたいと思いますので、副委員長お願いします。

○松本みのり副委員長 まず 1 項目めの質問が、先ほど説明いただきましたけれども、財政調整基金の推計。このままいくと令和 15 年までに枯渇する推計を出されていますけれども、この必要最低限度金額を維持するための策が今のところ見えているのか、それともう全く模索中なのかというところをお伺いします。

○五島誠委員長 答弁。課長。

○福本敬夫財政課長 事前に質問は出していただいておりますので、検討してまいりました。現在お示ししている考え方としては、第2期持続可能な財政運営プランの後期計画の中に、基本的に標準財政規模のおおむね15%、額面にして29億円というところを最低限必要とする基金残高としてこれまで積み立ててきたと明記しておりますので、その辺りの考え方をこれまでも踏襲してきているという考え方です。それと比較しますと、現在、財政計画でお示ししている基金残高の推計値は割り込むという状況ですので、明らかに財政状況としては悪くなっていくことが明確です。財政のプランをつくって、適正な基金残高となるように歳入の確保と歳出の見直しを行っていくという作業が必ず必要かなと思っています。第2期の財政運営プランを策定するときにポイントとなった点は、合併した後の合併算定替えて27年を起点に地方交付税が段階で縮減されるというところがもう分かっておりましたので、当時は、要は普通交付税が減っていくと。すなわち一般財源が減っていくというのがもう見えていましたので、歳入の減少分をどうするかと。しかも一般財源ですので、そういう視点で歳出の抑制を図ったと。今回は、その当時の状況とは随分変わってしまっていて、歳入に関してはほぼ横ばいであるというのが前提で、要は歳出が膨れるのをどうするかという視点です。そういう視点を持って、本当に必要な事業については手当てしないといけませんので、事業を客観的に、費用対効果などもある程度明らかにしながら、優先順位をつけてやるべき事業はこれなのだということを市民の皆さんにもしっかりお示しをし理解を得ながら、本当に必要な事業に絞っていくという視点で進めていきたいと思っています。先ほど第2期のプランで29億円、15%という数字も出しましたがけれども、おおむね25億円から30億円程度で財政調整基金が維持できるプランニングをしていく必要があるのかなと考えております。

○五島誠委員長 続いて2項目も結局のところ関連してくるので、あらかじめ先にこちらもお伺いしてもらいたいのですけれども、副委員長。

○松本みのり副委員長 2項目め、インフラの維持・更新に係る長期的な費用を財政課としてどのように見ているかというところをお伺いします。

○五島誠委員長 課長。

○福本敬夫財政課長 御質問の趣旨でいいと思いますとインフラの維持・更新とお受けしたのですが、インフラの範疇がどこまでなのかというところがあります。私が認識しておりますのは、まずはいわゆる道路であったり橋梁、また下水道であったり水道であったり、そういったところが一般的にはインフラという認識が非常に深いのかなと思います。あとは例えば生活交通であったりとか、そういったところもインフラに入ってくるのかなと考えております。予算ベースでその辺りの経費を比較してみました。まず一つ前提としまして、インフラの維持に係る費用と更新に係る費用に大別されると思うのですが、近年の状況として30年災が起きた後は災害復旧費にかなりシフトしています。ようやくその辺も整理ができつつあると。令和2年の災害も含めて、ようやく終わりました。その規模がかなり大きかったので、それをこなすのが現場を含めて精いっぱいだったということがあります。その辺りが順次、災害復旧費が終了してきましたので、これまで市民の皆さんの要望が非常に強かった道路改良事業、さらには道のり面をやり直す災害防除事業にシフトしています。そういう、いわゆる普通建設事業にかなりシフトしていますので、それも含めてですが、予算ベースの比較で令和6年度当初と令和7年度当初で約6億円ぐらい維持費と更新費用で伸びています。細かく見ていきますと、維

持経費も増えてきていまして、道路の維持修繕辺りも、御承知のとおり、例えば道路の草刈り事業などが令和7年度は3円アップ。当然、これは事業量が変わらなければ増加している。さらには、地元の皆様をお願いしている草刈りの補助金に関しても、うちはもうできないよという地域も出てきておりますので、そうするとシルバー人材センターをお願いしたり、民間事業者をお願いしたりということになる。当然15円では済まないの、維持管理費をアップしています。そういう要素が非常に多いということで、維持費用はかなり膨らんできている状況です。それともう一つ、予算の中で大きな割合を占めるのが除雪なのですけれども、これは降ってみないと分かりません。6年度については、今度9月議会で詳細をお示ししますが、除雪経費について当初予算で1億2,000万円弱組んでいたものが、決算では6億円を超えるという状況です。6年度はよく雪が降っているということです。当初予算ではその程度で抑えたけれども結局膨らんでしまったというところもあるので、非常に流動的な要素もあります。その辺の不確定要素も含めて、予算ベースでいうと6億円ぐらい増えてきています。その増嵩要因を考えますと、8年度以降も特にインフラに関して言うと、調整代としてはもう工事しかないのですよね。そこをどうするのかという考え方と、あともう一つ言えますのは、普通建設事業に関してはまだある程度、特定財源も入ってきますので、国費であったり、起債をうまくミックスさせて一般財源に余り影響のないように努力していければ、庄原市の財政に大きな影響はないのです。けれども、とりわけ今課題だなと思っていますのは、例えば下水道事業辺り、委託事業は労務単価などがすぐはね返ってくる分野ですし、そもそも施設が老朽化しますので大きな修復がぼんと出たりします。それを、本来であれば公営企業会計ですので使用料で賄えれば一番いいのですが、現実はそのようなことになっていないということで、一般会計からの補助金で成り立っているのが現状です。その辺りも年々増えていますので、将来策定する財政プランでいいますと、使用料の見直しも検討せざるを得ないのかなと。市民の御負担が増えるという分野ですが、そういう視点も必要なのかなと思います。あとは生活交通路線辺りもドライバー不足であったりとか車両の老朽化であったりとか、そういうところがありまして、これも年々予算ベースでも増えていっています。なので、まさに7年度で公共交通計画を作りますけれども、その中で、総額ベースとしてこれ以内に抑えるという視点も含めた生活交通の再編も必要になってくるのかなと考えております。工事の部分については実施計画にはめていきますので、全体調整の中で整理できますが、維持費が将来どれぐらいかかってくるのかというのは現実として推計がなかなか難しいかなと認識しております。

○五島誠委員長       では、ただいま説明を受けました財政計画、それから質問事項等々の答弁に対して質疑があればこれを許します。質疑はありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長       まず、先ほど下水道のことを気にしておられるという話があったのですが、水道事業について、広域化されて本当に議会からはなかなか会計のことだったり、老朽化に対する対策がどうなのかという部分が見えにくくなっているのです。下水はもう労務単価が上がって、今後の老朽化の対策をどうしていこうかという話がありました。上水道についても同じかなと思うのですけれども、そこはどのように見ておられるでしょうか。

○五島誠委員長       課長。

○福本敬夫財政課長       水道会計については御指摘のとおり、なかなか見えにくくなっているということは現状としてあろうかと思います。下水道と同様に広域化しておりますが、非常に重要なライフラインであることは間違いないので、適切に、きちんと給水区域に住んでいらっしゃる方に、事業者も含

めて給水をしていく。そのための維持管理費用はどうしても必要だという前提で、下水道と同様に施設はどんどん老朽化していつているということ。さらには、給水人口がどんどん減ってきているので、要は収入で経営が賄えないという下水道と全く同じような状況です。企業団にどこまで働きかけるかというのはあるのですが、水道料の見直しであったりとか、あとは先ほども少し説明しましたように、年次的、計画的な適切な修繕、維持管理、更新工事というところを求めていく必要があるかなと考えております。広域化したメリットとしては、先ほど申しましたように10年の計画を持っていまして、10年の更新工事の計画期間は交付税の跳ね返りが10%多いのです。なので、対象となっていなかった事業も取り組めるというメリットがあると。その10年の期間の間になるべくそういった更新工事対象となるものはしっかり組んでいただくという要望なり、どこまでのお話ができるか分かりませんが、なるべく庄原市の一般財源に影響が出ないような取り組みへの進言をできればいいのかなと考えております。

○五島誠委員長          他にありますか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員          課長からもありましたように、すごく大きな変化が社会的にも起きている。最低賃金が上がっていったり、物価高騰ももちろんですけども、やはり市としても、これまでの推計と今の時点で推計されているものというのは恐らく大きく乖離をしてくるのではないかなと思います。全ての課において、所管事務の中でそういった今後の経費の推計についてはしっかり考えていかなくてはいけないのではないかなと思いますので、次の財政計画等をつくられるに当たっては、各担当課等からもしっかりとヒアリング等をしていただきたいなと思います。

○五島誠委員長          課長。

○福本敬夫財政課長          御指摘のとおりです。プランの作成に関しては、先ほど少し説明しましたように、既存の事業の有効性であるとか、時代の趨勢を捉えて新しく政策経費が必要になるケースもありますので、事業を持っているそれぞれの所管課がいかに主体的にこの問題に取り組んでいくかは非常に重要です。プランを作成するに当たりましては、各事業課にもその辺の認識をしっかり深めてもらうための取り組みは前提としてやっていきたいと思っていますので、議員御指摘のように各所管課の思いが詰まったものにしたいと。さらにはそれが全体の利益につながるのだという視点で、取り組みを進めたいと考えております。

○五島誠委員長          他にありますか。横路委員。

○横路政之委員          課長が今言われたように、財政調整基金に30億円を何とか収集したいと。そういう中で単純に言うと、家計と一緒にルールを絞ればいい。となると、毎年担当課からすぐくるではないか。とてもではないけれども足りないということになると、担当課の言うことをぐっと絞っていかないといけない。ここら辺の考え方というか、要するに基金の目標を念頭に置いてそこを絞っていくのか。そこを絞るしか手がない。どう思われていますか。

○五島誠委員長          課長。

○福本敬夫財政課長          具体的な歳出の見直しの手法というところなのですけども、これはなかなか大変な作業だとはもちろん認識をしております。ポイントとしては、いかに一般財源を確保するかが非常に重要です。そこを考えていきますと必然的に、様々歳出を組んでいる事業の中で、一般財源の割合が高いものをどうしていくかという視点にどうしてもなっていくのです。その視点で見ますと、やはり大きなものは補助金です。そして負担金です。この二つが整理事項としては、どうしても出てく

る。さらには、市が発注する事業の中でいうと委託料系です。中身によります。特定財源が伴うものもあるのですけれども、一般財源で措置しているものもかなりある。その中には、例えば施設管理の費用である指定管理料なんかも委託料に計上していますので、そういったところがどうしても見直し対象としては出てくると思うのです。そのときに当然、相手がいる、まさにどんぴしゃ利害関係者の方がいらっしゃるので、丁寧な説明も要ります。客観的に言ってみれば、事業を比較して費用対効果の観点であったりとか、時代の趨勢を捉えてある程度役割を終えたという整理をしていくわけですので、そこで納得性のある説明をしていかないと、当然御理解を得られません。例えば補助金であれば一つ一つの補助金をしっかり費用対効果も含めて、客観的にその必要性を事業ごとに、補助金ごとに、負担金ごとに整理し、具体的なプランを落としていくときにきちんと説明して、市民の皆さんにもお示しできるようなやり方で進めていく必要があると思っています。あとは、入ってくる歳入の見込みをしっかりと立てるのですが、その辺の見込みを立てつつ、どうしても財政調整基金を繰り入れなければいけない数字をつかみ、全体的な数値目標も示します。その上で、最低限クリアしなければいけない見直しの総額ベースをきちんと市民の皆さんにもお示しをし、各所管課にも示して、そこまでみんなで頑張っていこうということも、全体の計画としては必要なと考えています。総論的には賛成をいただくケースが非常に多いのですが、各論に入っていくとなかなか難儀な取り組みなので、皆さんに納得していただけるような資料の作り方であったり、そういったところはしっかり意識しながらやっていきたいと思っております。

○五島誠委員長 他にありますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 この財政推計を12月補正の段階でつくられて、今、出納閉鎖して最終的な決算になると思うのですが、大きな乖離はないのかどうか。たちまち短期間で。

○五島誠委員長 課長。

○福本敬夫財政課長 財政計画の4ページを御覧いただければと思うのですけれども、令和6年度の決算見込みをお示ししています。ここの財政調整基金の繰り入れが7億2,400万円になっていると思うのです。これは令和7年2月時点の見込みということで、また9月の議会できちんと決算統計の結果についてはお示しをしますが、現在の時点で繰り入れ額は4億円ですので、ここは3億2,000万円ほど余裕財源が出ています。どうしても推計値は最悪の事態を見込むという状況もあるので、やや振り幅もあるのですけれども、6年度の見込みでいうと現実と乖離をしたところがあると。最終的に残高として、一番最下段の令和6年度決算見込みが42億円になっていると思うのです。この数字が一応45億円程度まで戻っております。詳しくはまた9月議会で御説明します。

○五島誠委員長 他にありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長 詳しくは9月の議会でということなのですが、大まかに言うと3億円余裕ができた部分は何の要因が大きかったのですか。

○五島誠委員長 課長。

○福本敬夫財政課長 また9月に詳しくは説明しますが、実を申しますと歳出というよりかは歳入が大きくて、一番大きなのは特別交付税です。特別交付税が2億8,000万円上振れました。それと、これも3月議会で少し御説明したかもしれませんが、除雪の関係の補助金が1億円ぐらい入ったのですよ。それが予算に計上できていませんので、その二つだけでももう3億8,000万円上振れています。これはいずれも特定財源であって依存財源ですので、庄原市の努力というよりかは、そういう特定財源や

臨時的な収入が入ったがゆえに戻ったというのが一番大きな要因です。

○五島誠委員長　　また9月議会の決算審査の際にも、この課題についてはより詳しく審査していくことになろうかと思っておりますので、この程度にとどめさせていただくのがいいのかなと。そのほか質疑がありましたら許します。副委員長。

○松本みのり副委員長　　今、庄原市全体の家計の心配を財政課ですごくしてくださっているのですけれども、庁内全体でこの課題についての共有というか、危機感の共有がどの程度されているのか。少し重なってしまうかと思うのですけれども、別の課の職員さんと事業費のことだったり、財政調整基金もこれだけ減っていく中で考えていかなければならないことがあるという話をしたときに、そこは財政課の考えることだからという言葉がぼろっと出てこられたことがあります。みんなでこの課題に向かっていって、どこを効率化して、どこを我慢して、どこで勝負していくのか、みんなで意識を合わせていかなければなかなかクリアできないのかなと思うのですけれども、その点について再度お願いいたします。

○五島誠委員長　　課長。

○福本敬夫財政課長　　先ほど堀井委員からご御質問いただきましたところと少し重複するかと思うのですが、プランの作成に当たって、各課に主体的に取り組んでいただく準備を財政課としてもしっかりとやっていきたいと思っています。個々の所管課の努力といいますか、取り組みが全体の利益につながってくる。将来の健全な財政運営につながってくる。それが市民生活、市民サービスを担保してくのだというところをしっかりと最初に押さえて、数値目標を持ちながら、それぞれの所管が主体的に取り組んでいける道筋といいますか、取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

○五島誠委員長　　他にありますか。よろしいですか。それではこの件について、本日のところはこの程度にとどめたいと思います。では執行者の方の退席を求めます。暫時休憩いたします。

〔執行者 退席〕

午前11時49分　　休　　憩

午前11時53分　　再　　開

○五島誠委員長　　それでは休憩前に引き続いて会議を再開します。本日は二つの課を呼んで説明を受けたわけですが、様々な課題も明らかになったと思いますし、今後さらに調査を進めていくに当たって御意見がありましたら委員の皆さんからお伺いしたいと思います。横路委員。

○横路政之委員　　公契約について、コンサル3社おられるのですがぜひとも現場の意見を、又聞きのところもあるので参考人招致で生の声を聞いてみたい。

○五島誠委員長　　公契約条例については策定のときにも、コンサルに限らず、当時は建設業協会の関連団体とか、そういうところを何社か呼び出して策定に向けて議会として動いていた時期があります。この条例ができてもう5年以上経過したのかなというところで、一旦この条例の見直しといいますか、改めてこの条例ができたことによって現状はどうなっているのかということも含めて、今、議会でもやっていかないといけないという思いもございます。参考人等々、民間の事業者の方の声を聞きたいということがありましたので、それについては少し調整をさせていただければと思います。貴重な

御意見ありがとうございます。横路委員。

○横路政之委員 摘録をなるべく早く。ざーっといったので頭に残っていない。できるだけ早くこれに入れといてください。

○五島誠委員長 時期的なところはなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、今日は特に資料をそこまで担当課から提示していただいたわけではないので、今日の質疑応答等を含めた議論が一つの資料になろうかと思います。そこは記録ができ次第、moreNOTEに掲載をしたいと思います。他にありますか。よろしいですか。

---

## 2 その他

○五島誠委員長 それでは次回の委員会について、予定では第2金曜日ということで8月8日になろうかなと思います。10時から予定をいたしますけれども、そのときに働き方改革のところで総務課の説明を受けてみたいと思っております。担当課の都合もあろうかと思しますので、一応8月8日の10時から設定をするのですが、日程変更があったときには皆さんにお知らせをしたいと思っております。よろしくお願いします。なお、その際に昨年度の総務常任委員会の報告がありますので、そちらを押さえてレクチャーに臨んでいただければと思います。では皆さんからそのほか何かございますか。よろしいですか。では以上をもちまして本日の会議を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午前11時57分 散 会

---

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長